

## 第21回定例会議の開催状況

### 第1 日時

令和6年7月11日(木)午後1時10分から午後5時50分

### 第2 場所

公安委員会室

### 第3 出席者

#### 1 公安委員会

- ・ 澤田委員長
- ・ 大内委員
- ・ 高見澤委員
- ・ 小坂委員

#### 2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 人身安全対策課長
- ・ 交通企画課長
- ・ 監察官
- ・ 訟務官
- ・ 災害対策課次席
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 暴力団対策課管理官
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 県民広報課調査官
- ・ 捜査第三課調査官
- ・ 保安課調査官

## 第4 定例会議の概要

- 1 特殊詐欺被害防止のためのコンビニ「サギ阻止月間」の実施結果について  
特殊詐欺被害防止のためのコンビニ「サギ阻止月間」の趣旨、実施結果等について報告があった。
- 2 「神戸マラソン2024警備対策室」の設置等について  
「神戸マラソン2024警備対策室」の設置期間、設置場所、体制等について報告があった。
- 3 初任科生の卒業式について  
「令和6年7月26日(金)午前10時30分から午前11時30分ころまでの間、警察学校において、初任科第562期生の卒業式が執り行われる。」との報告があった。
- 4 公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求に対する決定(案)について  
公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求について説明があり、決定した。
- 5 公安委員会宛て文書等の苦情受理について  
令和6年6月24日(月)から同年7月7日(日)までの間における公安委員会宛て文書等の收受について説明があり、7件の苦情受理を決定した。
- 6 苦情の受理及び処理の件数について  
「令和6年6月20日(木)から同年7月3日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが8件、警察宛てが25件であった。処理件数は、公安委員会宛てが7件、警察宛てが15件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛て苦情7件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。
- 7 審査請求に対する裁決について  
運転免許取消処分1件の審査請求について説明があり、裁決した。
- 8 内部公益通報の受理及び措置について  
内部公益通報の受理及び措置について報告があった。
- 9 (公財)暴力団追放兵庫県民センター一定款の変更に伴う届出について  
(公財)暴力団追放兵庫県民センター一定款の変更に伴う届出について報告があった。

## 10 銃砲行政の現状等について

猟銃等の所持許可状況、許可銃砲に係る主な事件、銃砲刀剣類所持等取締法の改正について報告があった。

委員から、「大規模災害が発生した場合、猟銃等の所在は確認するのか。」との発言があり、保安課調査官から、「所有者と面接し、許可をしている猟銃等は全丁確認する。」との説明があった。

## 11 令和5年中における行方不明者の状況について

令和5年中における行方不明者の受理状況、解決状況、今後の取組について報告があった。

## 12 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行後の状況について

県下の交通違反及び交通事故の状況(令和5年7月1日(土)～令和6年6月30日(日))、県下の特定小型原動機付自転車の台数の推移、交通安全教育等の実施状況等について報告があった。

委員から、「特定小型原動機付自転車の利用が増えていくと思われることから、効果的な交通ルールの啓発と取締りを願います。」との発言があった。

## 13 石川県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣(案)について

「災害警備に万全を期するため、石川県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求を受けたことから、本県警察官を派遣することとしたい。」との説明があり、決定した。

## 14 損賠賠償請求事件の発生について

神戸地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件の発生について報告があった。

## 15 勝訴判決の確定について

神戸地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件の勝訴判決の確定について報告があった。

## 16 株主総会に対する特別警戒の実施結果について

令和6年5月13日(月)から同年6月28日(金)までの間に実施した株主総会に対する特別警戒の実施結果について報告があった。

## 17 運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～33名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～29名